

介護保険サービスを利用するには？

平成 20 年 9 月発行

介護保険のご案内

1 申請する

まず、次の窓口で要介護認定の申請をしてください。

介護保険の被保険者証をご持参ください。

○ **保健福祉課 介護保険係**
電話 0123-52-3164

○ **南支所** 電話 0123-59-6111

。次のところにも申請代行を依頼できます

- ・ 地域包括支援センター
- ・ 居宅介護支援事業所
- ・ 介護保険施設

2 要介護認定と結果通知

● 訪問調査

調査員がご自宅などを訪問し、心身の状態や日中の生活、家族、居住環境などについて聞き取り調査を行います。

● 主治医の意見書

主治医が意見書を作成します。

● 介護認定審査会

認定調査票や主治医意見書などをもとに、保健・医療・福祉の専門家が審査します。

● 認定結果の通知

市から通知が概ね 30 日以内に届きます。要介護度に応じて、利用できるサービスや介護保険で認められる月々の利用限度額などが違います。

4 サービスを利用

サービスを利用したときには原則として費用の1割を負担します。

● 在宅サービス

ホームヘルプ、訪問入浴介護、デイサービス、デイケア、ショートステイなど

● 施設サービス

特別養護老人ホーム、老人保健施設、療養病床など

● 地域密着型サービス

グループホームなど

3 ケアプランの作成

ケアプランは、居宅介護支援事業所や介護保険施設などで作成します。

● 在宅サービスを利用

- ① ケアマネージャーによるアセスメント
- ② サービス担当者との話し合い
- ③ ケアプランを作成

● 施設サービスを利用

- ① 介護保険施設と契約
- ② ケアプランを作成

